

福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）が福島地方水道用水供給企業団太陽光発電事業（すりかみ浄水場A調節池）に伴う参加事業者を下記により募集いたします。

平成29年9月28日

福島地方水道用水供給企業団
企業長 小林 香

記

1. 事業実施概要

(1) 事業名

福島地方水道用水供給企業団太陽光発電事業（すりかみ浄水場A調節池）

(2) 事業場所

福島市飯坂町字中森山9-6の一部

(3) 実施場所の諸条件

事業範囲面積 約4,640㎡

※事業範囲面積であるため、実施できる面積は、事業者が自ら測量等を実施し算出するものとする。

(4) 太陽光発電設備の規模

最大300～250kwを想定

(5) 事業期間

太陽光発電事業の事業期間は太陽光発電設備の設置に要する期間、売電期間、撤去及び原状回復に要する期間とし、売電期間は最長20年間とする。売電期間の途中で事業を中止した場合には、原則として発電事業の終了後90日以内に太陽光発電設備の撤去及び原状回復を行うこと。

なお、企業団と協議の上、事業期間を延長することができるものとする。

2. 申込資格要件

本事業に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、事業を適切に実施できる技術、実績、信用等を備えた単独事業者とし、以下の（1）から（2）までの資格要件のいずれも備えている者とする。

(1) 応募事業者は、次の要件を満たす法人とする。

- ① この募集要項に示した提示条件により、太陽光発電事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
- ② 企業団を構成する市町（福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町）に本社、本店を有するものであること。

- ③ 当該計画出力発電規模以上の太陽光発電事業実績があること。
- (2) 次の①から⑤のいずれも満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - ② 福島市暴力団排除条例に該当しない者
 - ③ 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立て。
 - イ 旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）の規定による和議開始の申立て。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て。
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て。
 - オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の申立て。
 - ④ 国税又は地方税に未納がないこと。
 - ⑤ この募集要項の公表の日から開札の日までに企業団から指名停止措置を受けている日が含まれていないこと。

3. 募集要項配布

- (1) 配布期間及び時間
 - 平成 29 年 9 月 28 日（木）～ 平成 29 年 10 月 27 日（金）
 - （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く）
 - 午前 9 時～午後 5 時まで
- (2) 配布場所 本公告第 13 条担当窓口を参照
 - ※要項、図面等については、電子データで貸与する。
- (3) 企業団ホームページからもダウンロード可能
 - (<http://www.f-wsa.jp>)

4. 現場見学会の開催

- (1) 日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木）、6 日（金）の各日午後 1 時 30 分～午後 3 時
- (2) 集合場所 福島地方水道用水供給企業団
- (3) 申込方法 募集要項第 6 (1) 参照
- (4) 申 込 先 本公告第 13 条担当窓口を参照

5. 質問及び回答

- (1) 質問の受付期間
 - ① 期間 平成 29 年 10 月 6 日（金）～ 平成 29 年 10 月 20 日（金）
 - （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く）
 - ② 時間 午前 9 時～午後 5 時まで
- (2) 質問の方法 募集要項第 6 (2) 参照
- (3) 提 出 先 本公告第 13 条担当窓口を参照
- (4) 回 答 方 法 募集要項第 6 (2) ⑤参照

6. 入札参加申請書の提出

本事業に参加を希望する事業者は、下記により入札参加申請書等を提出すること。

(1) 受付期間

- ① 期間 平成 29 年 10 月 23 日（月）～平成 29 年 10 月 27 日（金）
- ② 時間 午前 9 時～午後 5 時まで

- (2) 提出先 本公告第 13 条担当窓口を参照
- (3) 提出書類 募集要項第 6 (3) ③参照
- (4) 提出方法 募集要項第 6 (3) 参照

7. 入札参加資格の確認及び入札参加資格確認通知

募集要項第 6 (4) 参照

8. 入札方法

入札参加資格を得た申込者による入札を行い、最低貸付料年額（385,000 円）以上で入札した申込者のうち、最高額の申込者を選定事業者として決定することとする。

また、実際の事業面積が 4,640 m²に満たなかった場合でも、入札書に記載した金額で契約するものとする。

なお、実際の事業面積が想定面積を超えた場合は、入札書に記載した金額を 4,640 m²で除した金額（単価）に事業面積を乗じた金額で契約するものとする。

- (1) 入札日時 平成 29 年 11 月 6 日（月） 午前 11 時
- (2) 入札回数 1 回のみ
- (3) 入札方法 募集要項第 7 参照

9. 契約保証金

事業契約を締結するにあたり、事業者は事業期間内の貸付料の金額の 1 割を契約保証金として納入すること。

なお、この契約保証金は、契約終了時に原形復旧がなされたことを確認した上で事業者に返還する。ただし、この間の利息は支払わない。

10. 入札の無効

本公告に示した競争に参加するものに必要な資格のない者及び、虚偽の申請を行った者のした入札並びに、競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、企業長により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加指名停止措置を受けて、入札時点において競争入札参加指名停止期間中である者等、入札時点において本公告第 2 条に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

11. 入札の中止

- (1) 本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止

または延期することがある。

(2) 入札の申込者が一者のみであっても入札は成立するものとする。

12. 基本協定、事業契約の締結

(1) 基本協定の締結

企業団と事業者は、募集要項により作成した提出書類を基に、具体的な条件について協議の上、基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結

企業団と事業者は、基本協定締結により、会計規程に基づく契約を締結する。

① 事業計画等の遵守 募集要項第 11 (2) ①参照

② 事業契約の解除 募集要項第 11 (2) ②参照

13. 担当窓口

〒960-0201

福島県福島市飯坂町字沼ノ上 1 番地の 1

福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

電話 024-541-4100 (直通)

ファクス 024-541-4180